

外国公務員贈賄罪の規律の強化 の論点について

2022年8月

経済産業省知的財産政策室

WGで取り扱う論点について

1. 自然人に対する制裁の在り方
2. 法人に対する制裁の在り方
3. 公訴時効の在り方
4. 法人に対する適用管轄（国外犯処罰）の在り方

1. 自然人に対する制裁の在り方～背景～

<現行制度> 5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金（併科可）

不正競争防止法

第二十一条

2 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは**五百万円以下の罰金**に処し、又はこれを併科する。

七 第十六条、第十七条又は**第十八条第一項の規定に違反した者**

<OECD贈賄作業部会の課題意識>

- 実際の事案における罰金額が他国と比べて低額に留まっている。
- 不競法上、営業秘密侵害罪に対して外国公務員贈賄罪より高い制裁が科される。
- 懲役刑と罰金刑が併科されたケースがない。
- いずれの事案も懲役刑が執行猶予付となっている。
- 日本の法定刑（罰金額）は、条約3条で求める「効果的で、均衡がとれたかつ抑止力のある」刑罰となっていない。

[第4期対日審査報告書 P36-P38]

勧告 1 2 (a):

12. 制裁及び没収について、W G Bは日本に対して以下を勧告する。

a. 外国公務員贈賄で有罪となった**自然人に対する法定の罰金額の上限を十分に引き上げる法律を制定すること。**

当該勧告を契機に、他の経済犯罪・諸外国の外国公務員贈賄罪の法定刑との比較等を踏まえ、**法定刑の引き上げを含めた制裁の在り方**について検討する。

2. 法人に対する制裁の在り方～背景～

<現行制度> 3億円以下の罰金

不正競争防止法

第二十二條 (1) 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、**その法人に対して当該各号に定める罰金刑**を、その人に対して各本条の罰金刑を**科する**。

三 前条第二項 **三億円以下の罰金刑**

<OECD贈賄作業部会の課題意識>

- 法人に対する罰金額（の上限額）は、**①日本の他の経済犯罪（例えば営業秘密侵害罪）に対する刑事罰と比べても、また、②他国の罰金額と比べても、低額にとどまっている。**
- 訪日審査の過程で民間の参加者より以下のコメントが得られた。
 - ✓ 独禁法や証券取引法等と比べて罰金額が低額。これが企業が腐敗防止対策を真摯に実施しないことの1つの理由となっている。
 - ✓ 米国FCPAやUKBAと比べて罰金額が低額であることから、企業は、国内法よりも他国の法令を意識している。（但し、レピュテーションリスクを鑑みれば現状の罰金額で十分との指摘もある。）

[第4期対日審査報告書 P75-P76]

勧告15(a):

15. 法人への制裁について、WGBは日本に対して以下を勧告する。

a. 大規模な汚職事案においても、課される罰金が効果的で、均衡がとれ、かつ抑止力のあるものであることを確保するために、**法定刑の上限を引き上げること**、又は**贈賄額や取得した不法な利益相当のより高い罰金を科することができる他の根拠を提供すること**。

当該勧告を契機に、他の経済犯罪・諸外国の外国公務員贈賄罪の法定刑との比較等を踏まえ、**法定刑の引上げを含めた制裁の在り方**を検討する。

3. 公訴時効の在り方について～背景～

<現行制度> 自然人・法人ともに公訴時効期間は5年

不正競争防止法

第二十一条 2 次の各号のいずれかに該当する者は、**五年以下の懲役**若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

七 第十六条、第十七条又は**第十八条第一項**の規定に違反した者

第二十二条 3 第一項の規定により前条（略）第二項（略）の違反行為につき**法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、これらの規定の罪についての時効の期間による。**

刑事訴訟法 第二百五十条 第二項

時効は、…（省略）、次に掲げる期間を経過することによつて完成する。

四 **長期十五年未満の懲役**又は禁錮に当たる罪については**七年**

五 **長期十年未満の懲役**又は禁錮に当たる罪については**五年**

六 長期五年未満の懲役若しくは禁錮又は罰金に当たる罪については三年

<OECD贈賄作業部会の課題意識>

- 外国公務員贈賄罪に関する公訴時効期間は5年となっているところ、被疑侵害者が、国外にいる場合には時効の進行が停止されるが、**捜査の開始や捜査共助の申し入れ等によっては時効の進行は停止しない。**
- **他の経済犯罪（有価証券報告書等の虚偽記載、横領罪、法人税法等）に関する時効期間は、7年となっているものが過半。**
- 第3期以降、10件の外国公務員贈賄事案で、時効の制約によって捜査・訴追が妨げになったことが明らかになっている。6件は捜査開始がなされない状態で時効が完成したケースだが、**残る4件は捜査に着手していたにも関わらず時効が完成したもの。**
- 法執行機関にとって正式の捜査開始の遅れ（例えばMLA（捜査共助）の要請をしたにも関わらず相手国側で捜査が開始されない等）等も考えられるところ、**時効の延長・あるいは捜査の間公訴時効期間を停止するといった措置を検討すべきではないか。**
- 少なくとも1件の外国公務員贈賄事案で、**時効の完成により法人が起訴されなかった。**

[第4期対日審査報告書 P56-P57、P72]

勧告7(c):

7. 外国公務員贈賄の捜査及び訴追について、WGBは日本に対して以下を勧告する。

c. 外国公務員贈賄の効果的な訴追を確保するために**外国公務員贈賄罪の公訴時効期間を適当な期間に延長するために必要な措置をとること、又は同様の目的を達成するために捜査の間公訴時効を停止する手段を導入すること。**

我が国の刑事法制との整合性や自然人に対する制裁の在り方の検討を踏まえつつ、**どのような解決策が考え得るかについて検討する。**

4. 法人に対する適用管轄（国外犯処罰）の在り方～背景～

<現行制度>

- 外国公務員贈賄罪は、日本国内において罪を犯した全ての者に適用される「属地主義」、自国民が犯した犯罪については、日本国外であっても日本の法規を適用する「属人主義」を採用。
- 加えて、法人両罰規定により、違反行為者自身に加えて、その法人に対しても罰金刑が科せられ得る。

属地主義

刑法

第八条 この編の規定は、他の法令の罪についても、適用する。ただし、その法令に特別の規定があるときは、この限りでない。

第一条 この法律は、日本国内において罪を犯したすべての者に適用する。

属人主義

不正競争防止法

第二十一条 8 第二項第七号（第十八条第一項に係る部分に限る。）の罪は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第三条の例に従う。

刑法

第三条 この法律は、日本国外において次に掲げる罪を犯した日本国民に適用する。

法人両罰

不正競争防止法

第二十二条 (1) 法人の代表者又は**法人**若しくは人の代理人、使用人その他の**従業者が、その法人又は人の業務に関し、**次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

三 前条第二項 三億円以下の罰金刑

4. 法人に対する適用管轄（国外犯処罰）の在り方～背景（つづき）～

<OECD贈賄作業部会の課題意識>

- 日本は、日本国外で日本人ではない従業員やエージェントにより行われた贈賄に対し、日本企業を起訴する管轄権を有していない。
- 日本本社の従業員や国外の日本人従業員との間で贈賄罪の共謀を証明できた場合には、日本は管轄権を有する。
- 例えば、J T C事件では、海外で贈賄行為が行われたものの、J T Cの日本人従業員が関与したものであったため、日本本社を両罰規定で処罰することができた。
- しかし、日本人が関与していないとされる二つの事案において、日本の管轄権の根拠はないと結論づけられたのではないか。
- 日本国外で日本人が関与していない場合にも、親会社の従業員に共謀がないか、あるいは日本から参加していないかといったことを調査すべきである。

[第4期対日審査報告書 P73-P74]

勧告 1 4 (b):

14. 法人の法的責任について、W G Bは日本に対して以下を勧告する。

b. 海外で活動する日本企業が外国人従業員を通じて贈賄が行われた場合を含め、日本が外国公務員贈賄罪に対して国籍に基づく管轄権を確保するために速やかに法制を見直すこと。

当該勧告を契機に、我が国の刑事法制との整合性を踏まえつつ、法人に対する適用管轄（国外犯処罰）の在り方について検討する。